

歯周疾患検診を受けましょう！

～自分の歯を大切に！楽しい毎日は健康な歯から～

今年度40歳、50歳、60歳、70歳になられる方を対象に歯周疾患検診の受診券を送付しています。

- 受診期間／12月28日(金)まで
- 持ち物／歯周疾患検診受診券、健康保険証
- 料金／自己負担金1,300円 ※1人1回のみ
- 申込み／山形県歯科医師会に所属する歯科医療機関に必ず予約してください。
- 問合せ／保健福祉課健康福祉係 ☎0234-56-3392

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となっている歯周疾患の予防を目的に、歯周疾患検診事業を実施しています。

- 対象者／昭和17年4月1日から昭和18年3月31日までに生まれた方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
- 実施期間／8月1日(水)～12月31日(月)
- 受診料金／無料
- 受診方法／事前に受診する山形県歯科医師会に所属する歯科医院に予約してください。その際「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることをお伝えください。
- 持ち物／受診券、受診票、後期高齢者医療被保険者証
- ※対象者へは、平成30年7月27日付で受診券、受診票等を送付します。紛失等された場合や不明な点は、問合せください。
- 問合せ／山形県後期高齢者医療広域連合事業課給付係 ☎0237-84-7100

お口の健康は全身の健康につながります。この機会にぜひ受診ください。

医療用ウィッグの購入費用を助成します

がん患者のみなさんの治療と就労の両立、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ購入費用を助成します。

- 助成対象者／次の項目すべてに該当する方
 - ①庄内町に住所を有する方
 - ②がんと診断され、がんの治療を行っている方
 - ③がんの治療による脱毛のため、就労や社会参加等に支障があるまたは支障が出るおそれがあり、ウィッグが必要となっている方
 - ④他の法令等に基づく助成等を受けていない方
 - ⑤平成29年度以前に、町や県内の他の市町村が山形県がん患者医療用ウィッグ購入助成事業実施要綱に基づき実施する助成を受けていない方
- 助成対象経費／平成29年4月1日以降に購入したウィッグ本体の購入費。付属品やウィッグケア用品は対象となりません。
- 助成額／2万円または、購入経費の2分の1に相当する額のいずれか低い額
 - ※助成対象者1人につきウィッグ1個で、1回限りです。
- 申請方法／次に記載する書類等を申請窓口へ持参してください。
 - 平成30年度庄内町がん患者医療用ウィッグ購入助成金交付申請書兼請求書、脱毛の副作用のあるがん治療を受けていることを証明する書類（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書、わたしのカルテ、がん診療パスなど）、医療用ウィッグを購入した時の領収証書、本人を確認する書類（運転免許証や医療保険証等の写し）、助成金の振込先通帳の写し、印鑑
 - ※申請者に代わって交付申請を行うときは、代理人本人であることが確認できる書類（運転免許証、医療保険証等）と委任状が必要です。
 - ※申請者および代理人が、疾病等により直接窓口で申請できない場合は、郵送で申請することができます。
- 問・申請窓口／保健福祉課健康推進係 ☎0234-43-0817 健康福祉係 ☎0234-56-3392

あそぼの日 地域世代交流

作って遊ぼう

- きらきらのテープやシールを使ったおもちゃづくりや、小物のお店やさんごっこをします。毎年、「子ども縁日」にたくさんの小物を準備してくれた更生保護女性会のみなさんが、子育て支援センターに来てくれます。
- 日時／8月3日(金) 午前10時～11時
- 場所／子育て支援センター
- 内容／簡単おもちゃづくり、触れあい遊び
- ※申込不要

高校生のお兄さんお姉さんと遊ぼう

- 庄内総合高校JRC部のお兄さんお姉さんと遊びましょう。
- 風船を使ったバルーンアートのコーナーもあるよ。
- 日時／8月9日(木) 午前10時～11時
- 場所／子育て支援センター
- 内容／簡単なゲーム、バルーンアート
- ※申込不要
- 問合せ／子育て支援センター ☎0234-42-2268

中小企業者の生産性向上のための「設備投資」を支援します！

生産性向上特別措置法の施行を受け、町では町内にある事業所の生産性向上に資する設備投資の促進を図るため、「導入促進基本計画」を策定しました。この「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」を策定し、生産性向上のための設備投資を行う中小企業を支援します。「先端設備等導入計画」について町から認定を受けた中小企業の方は、導入した設備の固定資産税が3年間「ゼロ」になる等の優遇措置を受けることができます。

【主な優遇措置】

- ★ものづくり補助金等の各種補助金の優先採択や補助率の引き上げなど
- ★対象となる機械装置等の固定資産税が3年間「ゼロ」
- ※優遇措置を受けるためには、計画の認定を受ける必要があります。

詳しくは次のホームページでご覧になるか、問合せください。

- ◆町の計画の内容や、計画の認定の申請方法などについて
 - 町ホームページ (<http://www.town.shonai.jp/business/shoukougyo/2018-0627-1310-37.html>)
- ◆生産性向上特別措置法に係る制度全体について
 - 中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)
- 問合せ／商工観光課商工労働係 ☎0234-42-0138



申込み不要！
参加費無料！

園開放のお知らせ

対象は0歳から満4歳までの未就園児と保護者です。お家の方の都合に合わせてお越しください。
この機会にぜひ保育園に遊びに来てみませんか？

<狩川保育園>

- 8月も天気良ければ水遊びを行います。
- 日時／8月8日(水)、9日(木) 午前9時30分～11時
- 持ち物／汚れても良い服、体を拭くタオル、帽子
- 問合せ／狩川保育園 ☎0234-56-2436

子育ての悩みなども気軽に相談してください。お待ちしております。

<余目保育園>

- 期間中に絵本や紙芝居、歌などのイベントもあります。詳しくはホームページをご覧ください。
- 日時／8月20日(月)～24日(金) 午前9時30分～11時
- 問合せ／社会福祉法人和心 余目保育園 ☎0234-43-2308

